



私の育休報告



No.26「自宅を執務室化、同時に育児スキルもアップ!」

当会会員 男性会員 (67期)

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

弁護士業務と育児の両立のために以下のよう工夫を行いました。

まずは、業務の中で、資料を持ち出したり、沢山の参考文献を確認したりしないで済むようなものについては自宅で行うことにし、できる限り自宅にいられる時間を確保するように努めました。最初は自宅の業務環境が整っていなかったため、不都合があったり、時間がかかったりする等、苦勞した部分もありましたが、デスク周りや参考文献を整えることで、快適に業務に従事できるようになりました。また、ウェブミーティングの際は、妻が子どもを連れて別の部屋に移動する等の協力態勢もできました。こうして環境が整い、快適に業務に従事できるようになると、育児についても余裕を持って臨めるようになりました。

自宅での業務は、育児をする時間との切り替えが難しいのではという意見もあるかと思いますが、私の場合は自宅で業務と育児の両方を行うことがプラスに働いていると感じます。というのも、自宅でイマイチ仕事のスイッチが入らないときがありますが、そのようなときは無理に仕事をやろうとせず、子どもと遊んだり、おむつ替えをして育児に専念する時間にすることで、かえってリフレッシュ

できるからです。育児がいち段落して、リフレッシュしてから仕事に臨むことで、その後の業務効率が良くなりました。

次に、そもそも育児に関する知識や技能が乏しく、育児の工程に時間がかかるという問題を解決するため、育児に関する書籍を読んだり、妻に教えてもらったりしました。このように育児に関する知識のインプットを行い、それを実践してアウトプットし、スムーズに育児能力を身に付けられるように意識しました。その結果、育児を手際よくできるようになり、自宅での業務時間を確保できました。

こうして、業務面の環境整備、育児面のスキル向上の双方を行うことで、業務、育児のいずれについても余裕を持って臨めるようになりました。

また、これらに加え、クライアントも含め周囲の関係者に対して、自身が育児中であることを周知し、理解を求めました。クライアントに迷惑をかけるかもしれないことに申し訳ない思いもありましたが、皆様がきちんと状況を理解して、工夫をしてくださった結果、支障なくサービスを提供することができました。

